

出羽小学校PTA 会則

第 1 章 名称及び事務所

第1条 この会は、出羽小学校PTAと称し、事務所を出羽小学校におく。

第 2 章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 学校及び家庭の教育について理解を深め、その振興に努める。
2. 教育的環境の整備を図る。
3. 会員相互の学習により、教養を高めるとともに親睦を図る。
4. その他、目的を達成するために必要な活動をする。

第 3 章 方 針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や、宗教に偏ることなく、また、もっぱら営利を目的とする行為は行わない。
3. この会、または、この会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事、その他管理運営に干渉しない。

第 4 章 会 員

第5条 この会の会員は次のとおりとする。

1. 出羽小学校に在籍する児童の保護者。
2. 出羽小学校に勤務する教職員。

第 5 章 経 費

第6条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第7条 この会の会員は、次の会費を納めるものとする。月額 1 世帯 350 円。

第8条 この会の会計年度は、4 月 1 日より、翌年 3 月 31 日までとする。

第6章 役員

第9条 この会の役員は次のとおりとする。

会長1名、副会長4名以上(内1名は教職員)、幹事2名以上、
書記3名以内、会計3名(内1名は教職員)、理事

第10条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は会務を統括し、この会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 幹事は会長の指示に基づき、会務の執行にあたる。
4. 書記は会議及び活動の主要事項を記録し、この会の庶務を行う。
5. 会計は会計事務を行う。
6. 理事は会の運営にあたる。

第11条 役員を選出は、次のとおりとする。

1. 会長、副会長、幹事、書記、会計は別に定める方法により選出し、総会で承認を受ける。
2. 理事は次のとおりとする。
 - (1) 学年理事(学年の正副委員長)
 - (2) 専門理事(各専門委員会の正副委員長)
 - (3) 教職員理事(代表若干名)

第12条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

第13条 役員に欠員が生じたときは補充することができる。その任期は前任者の残任期間とする。

第14条 監査委員を2名、役員のおすすめにより選出する。会計監査を行い、監査結果を総会にて報告する。任期は1年とし、再任を妨げない。

第15条 この会に顧問及び相談役をおくことができる。顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱し会の諮問に応ずる。相談役は会長が任命しPTA活動を円滑に推進するための助言を行う。

第7章 委員会

第16条 この会の活動を行うため各専門委員会をおき、構成及び運営については細則を定める。

第17条 各専門委員会の委員長、副委員長の互選については細則を定める。

第18条 学級及び学年の教育活動に協力するため、学級委員会、学年委員会をおく。

第19条 学級委員会は、学級の会員より選出された学級委員と学級の会員で構成する。

第20条 学年委員会は同一学年の学級委員で構成し、委員長、副委員長を互選する。

第21条 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。

第22条 臨時委員会について必要な事項は、理事会において協議する。

第 8 章 会 議

- 第23条 この会の会議は総会及び理事会、各種委員会とする。
- 第24条 総会は毎年春季に開催し役員及び決算の承認、予算その他重要事項について審議決定する。
また、理事会が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。
(但し、社会情勢を鑑みて、その限りではない。)
- 第25条 理事会は、各学期 1 回以上開催し、会務の遂行について協議する。
(但し、社会情勢を鑑みて、その限りではない。)
- 第26条 会議は構成員の過半数(委任状、電磁的記録を含む)の出席あるいは議決権行使をもって有効とする。議事は原則有効数の過半数で決する。ただし議事によりその限りではない。

第 9 章 校 長 の 立 場

- 第27条 校長は学校管理上ならびに教育上 PTA すべての会合に出席して意見を述べることができる。

第 10 章 付 則

- 第28条 この会則に規定していない事項については、理事会において協議する。
- 第29条 この会則の改定は、総会に諮り議決する。
- 第30条 会員名簿、会費徴収簿、会計簿、記録簿をおく。
(会員名簿は会費徴収簿をもってこれにあてる)
- 第31条 この会則の施行に当たり必要な事項について細則に定める。細則の改定は、理事会に諮り議決する。
- 第32条 本会則は 1973 年 4 月 1 日より施行する。

1978 年 4 月 1 日改正	1996 年 5 月 8 日改正	2012 年 5 月 17 日改正
1982 年 5 月 26 日改正	1997 年 5 月 9 日改正	2014 年 5 月 15 日改正
1985 年 5 月 28 日改正	2000 年 5 月 12 日改正	2016 年 5 月 13 日改正
1987 年 5 月 20 日改正	2007 年 5 月 18 日改正	2022 年 5 月 11 日改正
1989 年 5 月 15 日改正	2009 年 5 月 15 日改正	2025 年 5 月 9 日改正
1992 年 5 月 13 日改正	2010 年 5 月 18 日改正	

出羽小学校PTA 細 則

第 1 章 委 員 会

第1条 本会の活動を行うため、次の専門委員会をおく。

環境委員会

第2条 環境委員会は各地域より選出された委員及び学校職員をもって構成し、委員長、副委員長を互選する。

2022年5月11日改正

2024年3月26日改正

2022年9月22日改正

2024年11月5日改正

第 2 章 役員(会長、副会長、幹事、書記、会計)選出委員会

第1条 PTA会則第11条の1について、第20条、21条を適用し、PTAの次年度の役員(会長・副会長・幹事・書記・会計)の選出を次のように定めたものである。

第2条 次年度の役員を選出するため、選出委員会を設置する。

第3条 選出委員会は、役員を選出するための一切の業務を行う。

第4条 選出委員会の委員は、当該年度の役員より選出する。

第5条 現会長・校長及び副会長、理事経験者(若干名)は、選出委員会に対し意見を述べるができる。また、学年委員会は選出の不正行為防止や公平性を確保するために参与する。

第6条 委員の互選により、委員長・書記を選出する。

第7条 選出委員会の運営については、委員会が中心となり遂行する。

第8条 選出委員会は、次年度の役員を選出した上、総会で承認を得なければならない。

第9条 選出委員会は、要請があった場合は選出に関する概要を説明しなければならない。

第10条 総会で、役員が承認された後、選出委員会を解散する。

本規程は、1981年11月12日より施行する。

1983年2月8日改正

1998年5月8日改正

2022年5月11日改正

1992年5月13日改正

2001年5月11日改正

2024年3月8日改正

1994年5月20日改正

2014年5月15日改正

1996年5月8日改正

2019年5月10日改正

第3章 表彰及び慶弔

1. 表彰規程

本会のため、特に尽力のあったPTA会員、会員外の表彰について次のように定める。

- (1) 本会、及び学校に対し、多大の努力をしたPTA会員、会員外に対し、正副会長協議により、これを表彰する。
- (2) 本会、及び学校に対し、多額の金銭、物品等の寄付金を受けた場合は、記念品を贈り、感謝状を授与する。
- (3) 本会の理事を引き続き2年以上務められ退任された場合、これを表彰する。
- (4) その他、本規程に該当しない事項については正副会長が協議して会長がこれを決定する。
- (5) 付 規

転退職員

1. 教職員が異動により転退職した場合は、記念品を贈る。
2. 転退職等に関係する事項について規程のない場合は、正副会長協議により会長が決定する。

2. 見舞、慶弔規程

会員相互の慶弔規程を次のように定める。

- (1) 教職員が結婚した場合 5,000 円
- (2) 児童、教職員の病気、障害により10日以上入院
または連続1ヶ月以上休みの場合(流行性の病気を除く) 3,000 円
- (3) 教職員及びその配偶者、親、子の死亡 5,000 円
- (4) 児童の死亡 10,000 円
- (5) 保護者の死亡 5,000 円
- (6) その他
 - ・ この規程に該当しない事項については、必要により、正副会長が協議をし、会長がこれを決定する。
 - ・ 本規程はすべてお返しなしとする。
 - ・ 本規程は、1974年4月1日より効力を有する。

1975年7月1日改正

1994年5月20日改正

2022年5月11日改正

1978年4月1日改正

1997年5月9日改正

1981年4月1日改正

2006年5月19日改正

1982年5月26日改正

2013年5月17日改正

1992年5月13日改正

2018年5月11日改正

第4章 個人情報取扱規程

第1条 (目的)

この規程は、越谷市立出羽小学校 PTA(以下、「**本会**」という)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報(以下、「**個人情報**」という)の取扱いについて定めるものとする。

第2条 (責務)

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 (個人情報保護管理者)

本会は、個人情報の取扱いに関して統括的な責任を有する個人情報保護管理者を設置する。

- (1) 個人情報保護の管理者は PTA 会長とする。
- (2) 個人情報保護の管理者は、副会長を個人情報保護の代理管理者として指名できる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する

第4条 (取扱者)

本会における個人情報取扱者は、役員・各委員会の委員とする。

第5条 (秘密保持義務)

個人情報取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 (収集方法)

本会が会員等から取得する個人情報は、保護者氏名、児童氏名(学年・クラス・出席番号を含む)、住所、電話番号(携帯を含む)、Eメールアドレス、会員や会員の子どもの写真とし、あらかじめその個人情報の利用目的を明示し、収集する。

第7条 (周知)

本会は、この個人情報取扱規程を、総会資料により会員に周知する。

第8条 (利用)

本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行う。

利用の際は個人の判断で行うことを禁じ、必ず役員・委員会の承認を得ることとする。

- (1) PTA 会費の集金業務・管理業務
- (2) PTA 活動に必要な文書の送付や送信
- (3) PTA 活動に必要な連絡網及び名簿の作成
- (4) PTA 役員の選出、並びに役員等の選考活動
- (5) 広報誌、PTA ホームページへの掲載

第9条 (利用目的による制限)

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第10条 (管理)

個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に管理する。

不要となった個人情報は、個人情報保護の管理者立会いのもと適正かつ速やかに廃棄する。

第11条 (第三者提供の制限)

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人またはその保護者の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 (第三者提供に係る記録の作成等)

本会は、個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

第13条 (第三者提供を受ける際の確認等)

第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第14条 (情報開示等)

本会は、本人またはその保護者から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第15条 (個人情報の開示請求)

本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭によりその開示(当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

第16条 (漏えい時等の対応)

個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに個人情報保護の管理者へ報告する。

第17条 (苦情の処理)

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な対応処理に努めなければならない。

附 則 本細則は 2023 年 1 月 1 日より施行する。

第5章 ソーシャルメディア利用管理規程

第1条 (目的)

この規程は、出羽小学校PTA(以下、本会という)PTA活動およびPTA会員にむけての情報提供に際し、ソーシャルメディアを安全・適切に利用し、その有効性を十分に活用できるようにするために必要な事項を定めるものとする。

第2条 (適用)

この規程で定めるソーシャルメディアとは、メッセージングアプリ、SNS、電子掲示板、ホームページ、ブログ等に代表されるインターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいう。

第3条 (適用範囲)

本規程は、全てのPTA会員に適用とする。

第4条 (基本原則)

PTA会員は、ソーシャルメディアを利用してPTA活動に関する情報発信を行う際、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 配信する情報は正確・丁寧に行うことを意識し、責任を持った発信を行うこと
- (2) 活動上知り得た秘密や個人情報の取扱いに十分留意し、個人情報に関しては「個人情報保護規程」に則ること
- (3) 情報の削除を求められた場合は速やかに対処すること
- (4) 管理者が存在しないネットワークを放置しないこと
- (5) PTA役員間以外における、多人数の双方向コミュニケーション型のネットワークについては運用面におけるトラブル防止のため原則禁止とし、必要な場合は役員・委員会の承認を得て行うこと
- (6) 保護者間に生じたトラブルに関して、学校、本会は一切の責任を負わないものとする

第5条 (注意・禁止事項)

ソーシャルメディアを利用するにあたり、以下の内容を禁止とする。以下の投稿を行った場合には、予告なしに投稿を削除、又はアカウントのブロック等を行う場合がある。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- (2) 学校および本会の運営を妨げるもの
- (3) 学校および本会が発信する内容の一部または全部の情報を改変するもの
- (4) 学校および本会が承認していない情報の発信やアンケートを含めた各種調査など
- (5) PTA活動を逸脱した趣旨のもの
- (6) 児童・保護者をはじめとした学校関係者、または第三者の安全を脅かすおそれのあるもの
- (7) 児童・保護者をはじめとした学校関係者、または第三者の名誉もしくは信用を傷つけ誹謗中傷するもの、また虚偽や事実と異なる内容および風評や風評を助長させるもの
- (8) 個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (9) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (10) 児童・保護者をはじめとした学校関係者、または第三者が保有する著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害するもの
- (11) 政治又は宗教の活動を目的とするもの、またはこれらに類似する行為
- (12) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (13) 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させるもの

- (14) 公序良俗に反する行為、または情報の発信
- (15) 有害なプログラムを使用若しくは提供するもの、またその恐れのあるもの
- (16) 禁止内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの
- (17) その他本会が不適切と判断するもの

第6条 (ID およびパスワードの管理)

ソーシャルメディアを利用の際の ID およびパスワードは、自己の責任において適切に管理するものとする。

いかなる場合にも ID およびパスワードを第三者に譲渡または貸与し、もしくは第三者と共用することを禁止とする。第三者によって使用されたことによって生じたトラブルに関して、学校、本会は一切の責任を負わないものとする。

附 則 本細則は 2023 年 1 月 1 日より施行する

第 6 章 PTA 部活動・サークル活動規定

第1条 (目的)

PTA における部活動・サークル活動は、学校教育活動における児童文化の向上に貢献するために、会則第2章の目的及び第3章の方針に基づいて活動することを目的とする。

第2条 (活動が認められる条件)

- (1) 活動は会則第2章の目的及び第3章の方針に基づいて行われ、営利を追求せず、宗教活動や政治活動を目的としたものでないこと。
- (2) 活動は年間を通して継続的に行われること。
- (3) 活動は 1 年単位とすること。
- (4) 加入者は PTA 会員であること。ただし、元会員の参加は妨げない。また、PTA 会員による代表者と会計管理者を 1 名ずつ選出すること。
- (5) 新たに部やサークルをつくる場合には、学校、PTA 会長、理事会の承認を得ること。
- (6) PTA 会員及び元会員に対して、活動への参加を強制しないこと。

第3条 (活動継続について)

- (1) 名簿(氏名および在籍児童名)、活動計画、活動報告書を毎年提出すること。
- (2) 名簿には代表者、会計管理者を明記すること。その内容に変更あった場合は、速やかに PTA 本部に届け出ること。
- (3) 活動において規定を満たさない事情が発生した場合に、目的を達成するために必要な判断は理事会において決議を行うことができる。
- (4) 代表者および代表者より指名を受けた者は、理事会に意見を述べることができる。

第4条 (活動休止について)

- (1) 一時的に活動が困難となった場合は、活動を休止することができる。休止する場合は、学校、PTA 会長、理事会へ報告をすること。
- (2) 休止する際は活動費を返金すること。

第5条 (解散について)

- (1) サークルを解散する場合、学校、PTA 会長、理事会へ報告をすること。
- (2) 規定違反が認められた場合は強制解散となる。
- (3) 解散時には活動費を返金し、PTA 会費で購入した備品を返却すること。

附 則 本細則は 2024 年 4 月 1 日より施行する